

## 委託契約の Q & A

**Q 中間処理後に運搬する最終処分場が未定の場合には、どうしたらよいですか？**

A 最終処分場が未定のままで中間処理業者と契約することはできません。  
必ず最終処分の予定地を記載してください。

**Q 当初予定していた最終処分の場所が変更となる場合にはどうするのですか？**

A 委託契約書に記載した最終処分場が変更になる場合には、委託契約を変更する必要があります。

**Q 契約単価を記載させる理由は？ 合計予定金額とは？**

A 廃棄物の排出量には変動があるため、見込みによる予定数量しか出せない場合が多いのですが、契約単価は明確な数値が出せるものと考えています。予定数量は日、週等の算出単位を記入してください。

また、収入印紙貼付額の基準となる契約金額の総額として、契約期間中の合計予定金額を算出してください。

**Q 排出事業者の契約締結者は代表者となっているが、支店や工場ごとに行う契約に代表者印を押さなければいけないのですか？**

A 代表者から契約締結権等の権限を委任されており委任状の添付があれば、支店長や工場長の印であっても契約書として有効であり、差し支えありません。

**Q 処分業者との接点がないため、収集運搬業者との契約だけで良いでしょうか？**

A 排出事業者は、必ず、収集・運搬の委託は収集運搬業の許可等を持つものと、処分の委託は処分業の許可等を持つ者と、それぞれ2者間で契約しなければなりません。

ただし、収集運搬と処分業の両方の許可をもつ処理業者に対して、収集運搬と処分の両方を委託する場合は、1本の契約書にまとめても差し支えありません。

**Q 「処理能力」欄の記載内容については、どのように確認するのですか？**

A 「処理能力」欄の記載は、処分業者が責任を持って適正に処理することが十分可能であることを排出事業者に対し明らかにするためのもので、処分業の許可証で確認すれば差し支えありません。なお、処分業者の処理施設を適宜、現地確認しておくことが望まれます。

**Q 「必要な情報」欄に記載すべき事項は何ですか？**

A 「必要な情報」欄の事項は、委託基準上定めがあります。(規則第8条の4の2第6号)  
その委託基準とは、性状、荷姿、性状の変化に関する事、混合等により生ずる支障及びその他の注意事項を記載する必要があります。

例えば、汚泥であれば「現場で脱水等の処理を行い含水率が85%以下となるので、通常のダンプトラックで運搬できる」とか、「含水率が高いためタンク車でないと運搬できない」等です。また、廃棄物の有害性、危険性、毒性その他取扱上注意を要する事項等を記載します。

**Q 委託契約書に貼付する、印紙の金額はいくらになるのですか？**

A 収集運搬のみの委託契約の場合は印紙税法別表の1号文書「輸送に関する契約書」、処分のみ委託契約の場合は印紙税法別表の2号文書「請負に関する契約書」としての印紙税額になります。また、収集運搬と処分を併せて同一業者に処理委託契約する場合は、料金の高い方の文書の印紙税が適用されます。

なお、契約は「排出事業者と収集運搬業者」、「排出事業者と中間処理業者」の2者間で締結することが原則です。ただし、収集運搬と処分が同一業者である場合には、収集運搬・処分契約を1つの契約書で結ぶことも可能です。

参考：印紙税額については、変更される可能性もありますので、適宜、税務署にお問い合わせいただくか、六法全書にある印紙税法の別表第一などをご確認ください。(「印紙税額一覧表」は、郵便局窓口でも配付を受けることができます。)

## マニフェストシステム Q&A

### Q マニフェストの記載は誰が行うのですか？

A マニフェストの作成、交付は排出事業者の義務です。マニフェストに必要事項を記入して委託業者に交付すること、戻ってきたマニフェストによって処分終了を照合確認することは、排出事業者に課せられています。

処理業者等に任せることなく、自らの責任で適正な管理を行ってください。

### Q 排出事業者は、マニフェスト「A票」に記入するだけで良いですか？

A 交付の際に記入するだけでなく、産業廃棄物が最終処分されたことを確認する必要があります。収集運搬業者から「B2票」、処分業者から「D票」「E票」が戻ってきたら、その都度「A票」の照合欄に日付を記入しなければなりません。

### Q マニフェストは廃棄物の種類ごとに交付しないといけないのですか？

A マニフェストは、廃棄物の種類ごと、行き先(処分事業場)ごとに交付しないといけません。ただし、シュレッダーダストのように、産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合は、これを1つの種類として交付できます。

### Q 産業廃棄物が2品目以上の場合、積替保管場所において選別し、それぞれの処分業者へ運搬する場合のマニフェストの取扱はどうすれば良いのですか？

A マニフェストは、廃棄物の種類ごと、処分先ごとに交付しなければなりません。たとえば、「がれき類」と「金属くず」を積替保管場所で選別し、それぞれの処分業者へ運搬する場合、「がれき類」と「金属くず」それぞれについて2枚のマニフェストを交付する必要があります。

### Q 排出事業者から、「最終処分の場所」に直行する場合マニフェストのD票、E票はどのように扱われるのですか？

A マニフェストの「最終処分の場所」欄と「処分受託者」欄に、同じ業者名が記載され、処分が終了すると「D票(処分業者 排出事業者)」と「E票(処分業者 排出事業者)」が同時に排出事業者に戻ってくることになります。